



27障福第2415号  
平成28年3月18日

各市町村障害福祉関係主管課長 殿  
(政令市は除く)

愛知県健康福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

### 障害児通所支援等と地域生活支援事業の併給利用について (通知)

地域生活支援事業の支給にあたっては、市町村の判断により実施していただいているところですが、放課後等デイサービス事業所が同一日に連続して同一サービスを提供しているにも関わらず、放課後等デイサービスに加えて日中一時支援を併給し、報酬が重複していると思われる事例が見受けられました。

つきましては、障害児通所支援又は障害福祉サービス (以下「障害児通所支援等」という。) と地域生活支援事業 (いずれも日中活動サービスに限る、以下同じ。) の併給等について、下記のとおり考え方を整理したので、その趣旨を踏まえ、適切に支給決定等を行われたい。

なお、同一日における併給を認める場合であっては、障害児支援利用計画案やサービス等利用計画案、障害児者個々の特別な事情及び地域における支援体制等を総合的に勘案し、その必要性を個別に判断した上で実施していただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 障害児通所支援等と地域生活支援事業の併給の基本的な考え方について

障害児通所支援等に係る併給等にあたっては、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」及び「介護給付費等に係る支給決定事務等について」(以下「事務処理要領」という。)に規定されているところであるが、これらのサービスと地域生活支援事業との併給等についても事務処理要領の趣旨に沿った同様の取扱いとなること。

#### <事務処理要領 (一部抜粋) >

##### (1) 併給の範囲

報酬が重複しない利用形態であるならば、障害児の発達について (障害者の自立を) 効果的に支援する観点から、市町村が通所給付 (支給) 決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。

##### (2) 同一日における併給

障害児通所支援 (日中活動サービス) に係る報酬は一日単位で算定されることから、同一日に複数の障害児通所支援 (日中活動サービス) を利用することはできない。

(3) 併給時の支給量の決定について

複数のサービスを組み合わせて通所給付（支給）決定する場合は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう留意する。

※ 括弧書き箇所は、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」における記載内容。

2 その他留意事項

(1) 地域生活支援事業の報酬区分及び単価について

障害児の保護者又は障害者の個々のニーズは多様であることから、利用者によっては利用時間が短いケースも考えられるが、市町村において短時間の利用に即した報酬区分となっていない場合がある。

このため、そのような実態がある市町村については報酬区分を細分化するなど、できる限り利用者が必要とするサービス量（利用時間）に即した給付となるよう検討すること。

(2) 地域生活支援事業の提供場所について

障害児通所支援等のサービスにおける建物設備は、利用者の支援に支障がない場合を除き専ら当該サービスの用に供するものでなければならないとされている。（「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）の規定による。）

したがって、次の①及び②のいずれかに該当する場合（利用者の支援に支障がない場合）を除き、障害児通所支援等と同一建物で地域生活支援事業の提供を行うことはできないものであること。（県指定の障害児通所支援等の場合の取扱い）

また、①に該当する場合であっても、障害児通所支援等を実施できる体制・設備があるにも関わらず、地域生活支援事業を行うために障害児通所支援等の利用制限や時間短縮が生ずることのないよう、地域生活支援事業の事業者指定にあたっては注意されたい。

- ① 障害児通所支援等のサービス提供時間外（空き時間）に実施する場合。
- ② 同一建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、各サービスの独立性が確保されている場合。

担当 事業所・地域生活支援グループ

電話 052-954-6317 (ダイヤルイン)

## 「障害児通所支援等と地域生活支援事業の併給利用について（通知）」に係る Q&A

### 1. 障害児通所支援等と地域生活支援事業を併給する場合の具体的取扱い（支給量の上限含む）の規定はあるか。

具体的な取扱いについては通知の内容を踏まえ、障害児通所支援等の支給決定市町村又は地域生活支援事業の実施主体である各市町村において判断されたい。

なお、市町村における取扱いを示すので参考にされたい。

#### <参考：他市での例（要綱等抜粋）>

##### ○ 同一日における併給

（併給を認めない場合の例）

原則として、日中活動系サービスを利用した日については、日中一時支援を利用することはできない。

（特例的に認める場合の例）

1 日中一時支援事業者は、利用者が同一日において次に該当する日中に通所するサービスを利用している場合はサービスの提供を禁止する。

- (1) 生活介護、就労継続支援
- (2) 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (3) 地域活動支援センター

2 前項にて禁止したもののうち、次のいずれにも該当する場合はこの限りでない。

- (1) 保護者の入院等やむを得ない事情がある場合
- (2) 同一の敷地内、隣接及び近接する施設での利用ではない場合
- (3) 同一の指導員、生活支援員又は保育士による支援ではない場合

##### ○ 併給時の支給量の決定

（障害児通所支援等と地域生活支援事業の支給量等を合わせて各月の日数から8日を控除した日数とした場合の例）

日中一時支援の利用量は、児童発達支援、放課後等デイサービスと併用して利用する場合は、併せて最大23日/月（1月から8日を控除した日数）とします。

### 2. 地域生活支援事業の利用は6時間を標準利用時間としているため、報酬区分は設けず1日単価としている。この場合、報酬区分を細分化する必要があるか。

報酬区分については、地域生活支援事業の実施主体である各市町村で判断することとなるが、サービス量（利用時間）に即した給付となることが望まれる。

このため、実態として標準利用時間を下回るケースが多い場合や短時間の利用が一定以上ある場合は、報酬が過大とならないよう報酬区分の細分化又は減算等を検討されたい。

3. 地域生活支援事業の提供場所について、既に同一時間帯において障害児通所支援等と同一建物で空き部屋を活用して実施している（玄関、廊下、トイレ等の設備は兼用で各サービスの独立性は確保されていない）場合、どのように対応すればいいか。

障害児通所支援等と同一建物で地域生活支援事業を行うには、以下の場合に限られる。このため、これ以外の場合で既に同一建物で実施している場合、その状況を速やかに解消するよう指定事業者に指導されたい。

- ① 障害児通所支援等のサービス提供時間外（空き時間）に実施。
- ② 同一建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、各サービスの独立性が確保されている。

4. 通知を受け、取扱いを変更する予定であるが、いつまでに対応すればいいか。

取扱いの変更にあたっては、要綱改正や利用者及び事業者との調整など市町村によって様々な対応が想定されるため、取扱いの適用期限は定めていないが、速やかに対応されたい。